

さがみはら児童厚生施設計画 【改定版】

相 模 原 市

目 次

1 見直しの背景等	1
(1)見直しの背景	1
(2)見直し後の計画期間	1
2 現状の課題	2
(1)施設全般にわたる課題	2
(2)施設ごとの課題	2
3 基本方向	5
(1)新たなニーズへの対応	5
(2)子ども・子育て支援新制度への対応	5
(3)取組内容	7
取組の方針1『効果的な施設運営の推進』	7
放課後子ども教室・こどもセンター・児童館の効果的な運営	7
児童クラブの待機児童の解消と対象年齢の拡大	8
民間児童クラブの育成・支援	8
市立児童クラブの運営と施設環境の充実	9
指導員等の確保・育成及び勤務体制・条件等の見直し	10
児童遊園の効果的な施設管理の推進	11
取組の方針2『既存施設を活用した子どもの居場所づくり』	12
こどもセンターの大規模改修の検討	12
今後の児童館の在り方の検討	12
公共施設の活用の推進	13
子どもの広場の充実	13
取組の方針3『児童厚生施設の整備』	14
新たな児童厚生施設の整備	14
放課後子ども教室の実施	15
4 資料	16
(1)見直し検討体制	16
(2)さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会 会議経過	16
(3)さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会委員名簿	17
(4)相模原市子ども・子育て会議 会議経過	17
(5)諮問書	18
(6)答申書	19
(7)相模原市子ども・子育て会議委員名簿	20

1 見直しの背景等

(1)見直しの背景

さがみはら児童厚生施設計画(以下「本計画」という。)は、児童クラブの充実や放課後の児童の安全な居場所の確保等、総合的な放課後対策が急務となっていたことから、平成23年10月に、相模原市児童厚生施設整備計画及び相模原市児童厚生施設管理運営指針を継承・見直した計画として策定しました。

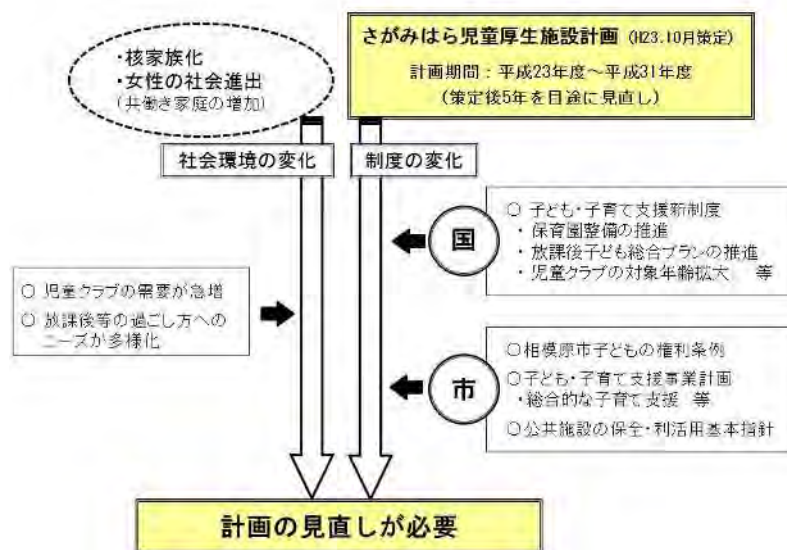
その後、市では相模原市子どもの権利条例(平成27年相模原市条例第19号)において、「市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。」と定め、子どもの立場に立った施策を進めることとしています。

また、共働き家庭の増加等による児童クラブの需要の急速な高まりや、放課後等の過ごし方へのニーズの多様化を背景に、子どもの居場所の量と質の両面について一層の充実を図ることが求められています。

一方、制度面では、平成27年度から、全ての子どもに良質な環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした子ども・子育て支援新制度が開始され、本市においても相模原市子ども・子育て支援事業計画を開始するなど大きな進展がありました。

さらに、公共施設の保全・利活用基本指針(平成25年10月策定)の考え方を踏まえた公共施設サービスの適正化や、相模原市PPP(公民連携)活用指針(平成26年12月策定)に基づく民間活力の更なる活用も進めていく必要があります。

本計画は、こうした社会的な環境変化等に的確に対応するため、策定後5年を目途に見直すこととしており、その方針に基づいて今回の見直しを行うものです。



(2)見直し後の計画期間

見直し後の計画期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

2 現状の課題

(1) 施設全般にわたる課題

ア 職員体制の充実

児童クラブの入会児童数の増加等に対応した職員の増員や、幅広い年代の職員の採用が求められています。

子どもや家庭を取り巻く環境や子育て支援に対するニーズが多様化する中で、職員には学校や地域、家庭との連携を深めるスキルが求められています。

子どもの生活に寄り添い、成長や変化などを察知できる体制とするため、子どもを継続的に見守ることができる職員を配置することが求められています。

対象とする児童の年齢や障害の程度等に応じた支援を図るため、職員の知識や技術の専門性を向上させることが求められています。

職員には多くの資質や能力が必要とされており、人材と財源の確保が求められています。

イ 事業実施場所の確保

児童クラブの入会児童数の増加等に伴い、事業実施場所が不足しています。

学校施設の活用による施設整備が求められていますが、少人数学級の導入などにより、実施場所の確保に困難が生じています。

ウ 施設の老朽化への対応

こどもセンターや児童館の一部は、建設から長期間が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

(2) 施設ごとの課題

ア 児童クラブ

共働き家庭の増加や保育所の利用者の増加などにより、児童クラブに対する需要が急速に高まっており、待機児童が生じています。

平成27年4月施行の児童福祉法の改正により、児童クラブの対象が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」とされ、対象年齢の拡大が求められています。

放課後等における子どもの安全な居場所の確保とともに、提供するサービスの質の向上が求められています。

参考 児童クラブの現状

対象年齢

市立児童クラブ：小学校3年生まで(支援が必要な児童は6年生)

民間児童クラブ：小学校6年生まで(事業者により異なる。)

育成料(月額)

市立児童クラブ：5,300円(延長育成料、おやつ代等別途)

民間児童クラブ：5,500円～49,500円(事業者により異なる。)

施設数、定員、入会児童数等の推移(各年度5月1日現在)

・市立児童クラブ

年 度	施設数	定 員 (人)	入会児童数 (人)	うち障害 児童数(人)	待機児童数 (人)
H23	66	3,305	3,858	160	50
H24	66	3,700	3,881	147	148
H25	66	3,805	3,977	162	165
H26	66	4,058	4,205	146	199
H27	67	4,258	4,453	148	279
H28	67	4,602	4,829	183	236

・民間児童クラブ

年 度	施設数	定 員 (人)	入会児童数 (人)
H23	16	-	419
H24	18	-	475
H25	20	-	526
H26	21	-	580
H27	27	943	757
H28	29	979	852

イ 放課後子ども教室

学校等の既存施設を有効活用した事業展開が求められています。

多様なニーズに対応するため、児童クラブとの一体的な事業展開が求められています。

参考 放課後子ども教室の現状

実施施設数(平成28年10月1日現在)

- ・小学校内での児童クラブとの一体型： 4か所
- ・こどもセンター・児童館での連携型：32か所

実施方法

	一体型	連携型
開催日・時間	平日の放課後から午後5時まで	任意の事業実施日・時間
実施場所	小学校内の活動室、校庭、体育館等	こどもセンターや児童館の館内、館庭等
対象児童	学区に在住、在学の小学校1年生から6年生までの全児童	小学校1年生から6年生までの全児童
参加費用	無料	

ウ こどもセンター

子育て支援の拠点として、総合的な機能の充実が求められています。

乳幼児やその保護者に対する子育て支援機能や相談機能の充実が求められています。

中高生の活動や異年齢交流の拠点としての機能の充実が求められています。

参考 こどもセンターの現状

施設数

24か所(開館年度は、平成5年度から平成21年度まで)

主な機能

児童館と児童クラブの機能を併せ持つ施設。遊戯室や集会室、幼児室、図書室、団らん室、児童クラブ室、事務室等を備えています。

利用者数の推移

年度	利用者数	施設数	平均利用者数
H23	731,003人	24館	30,458人
H24	740,314人	24館	30,846人
H25	737,627人	24館	30,734人
H26	743,962人	24館	30,998人
H27	753,219人	24館	31,384人

エ 児童館

乳幼児やその保護者に対する子育て支援機能や相談機能の充実が求められています。

公共施設の保全・利活用基本指針を踏まえた施設の老朽化の対策が求められています。

参考 児童館の現状

施設数(平成28年10月1日現在)

23か所(開館年度は、昭和40年度から平成28年度まで)

主な機能

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。遊戯室や集会室、図書室、事務室等を備えています。

利用者数の推移

年度	利用者数	施設数	平均利用者数
H23	311,064人	22館	14,139人
H24	311,169人	22館	14,144人
H25	278,132人	22館	12,642人
H26	299,046人	22館	13,593人
H27	309,971人	22館	14,089人

3 基本方向

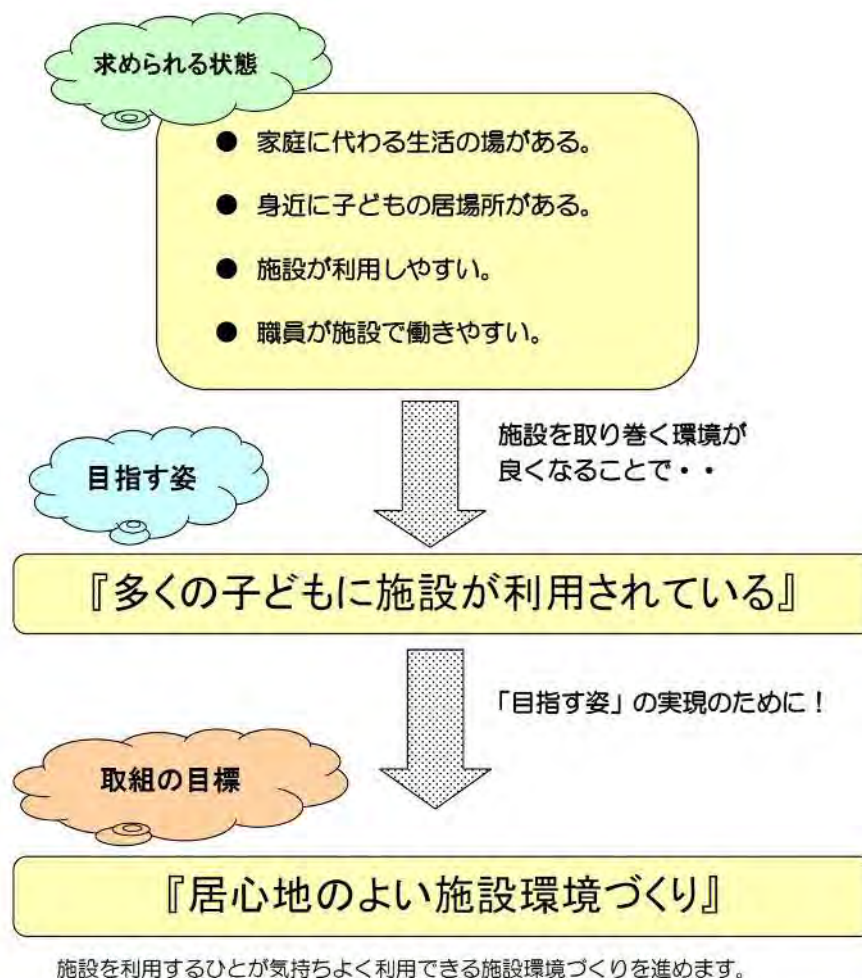
(1) 新たなニーズへの対応

多様化する子育てニーズに対応するため、子どもや関わる人の全てが育ち合い、安心して過ごせる居場所づくりに総合的に取り組んでいきます。

また、目標達成のために、新たに「居心地のよい施設」を次のとおり定義し、施策を実施します。

子どもの意見や思いが反映され、夢がふくらむ施設
安心して子どもを預けられ、子育てへの不安を解消できる施設
異年齢・世代間交流により、子育て子育てができる地域の施設

< 目標体系図 >



(2) 子ども・子育て支援新制度への対応

次に示す項目について、国の制度を踏まえつつ、多様化する子育て支援のニーズに適切に対応していきます。

ア 放課後児童クラブの平成31年度までに達成すべき目標事業量

単位：人

区 域	項 目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	4,708	6,982	7,210	7,431	7,615	7,817
	②確保提供量		5,395	6,005	6,615	7,225	7,817
	②-①		△1,587	△1,205	△816	△390	0

相模原市子ども・子育て支援事業計画から抜粋

イ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度までに達成すべき目標事業量

平成31年度までに、市内72小学校区のうち14小学校区に整備することを目指します。

ウ 平成31年度までの放課後子ども教室の整備計画

平成31年度までに、市内72小学校区のうち45小学校区に整備することを目指します。

エ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムの内容・実施日等については、その企画段階から、放課後児童クラブの職員と放課後子ども教室のコーディネーターの役割を担う職員とが連携して検討できるよう、定期的な打合せの場を設ける等の取組を促します。

オ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後の児童の安全・安心な居場所を確保するため、市長事務部局と教育委員会が連携しながら、学校施設の有効活用に向けた共通の考え方をまとめます。

カ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る市長事務部局と教育委員会との具体的な連携に関する方策

情報や課題を共有した中で、必要に応じて総合教育会議や学校教育推進協議会等の場を活用し、総合的な放課後対策等について協議を行います。

キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

市立児童クラブについては、既に19時までの開所時間の延長を実施しています。

18時30分以前に閉所する一部の民間児童クラブについては、引き続き開所時間の延長に向けた取組を促します。

(3)取組内容

取組の方針1『効果的な施設運営の推進』

共働き家庭の増加等を背景に、放課後等における子どもの安全な居場所の確保とともに、施設が提供するサービスの質の確保・向上を図るための施設環境の改善や職員体制の充実が求められています。

こうしたことを踏まえ、居心地のよい施設環境とするため、以下の3点に取り組みます。

- 1 相模原市子どもの権利条例の趣旨を踏まえ、子どもの声や思いを最大限に尊重し、利用者本位で接する、信頼を軸とした施設運営に努めます。
- 2 職員の研修や勤務体制の充実等により質の高い職員の確保・育成を進めるとともに、設備・運営に関する基準条例や国の示す指針等に沿った質の確保・向上を図る取組を進めます。
- 3 地域との連携を深め、事業や活動への積極的な参画を促すことにより、関わる人の全てが育ちあう場の形成に努めます。

取組の方向

放課後子ども教室・こどもセンター・児童館の効果的な運営

こどもセンター・児童館については、これまで小学生が利用の中心となってきましたが、今後はさらに地域の子育て支援拠点として、保護者が気軽に集い、育児の悩みや不安などを共感できる場として機能することや、中高生を含む全ての児童が「育ちあう場」として機能することが求められています。

また、放課後子ども教室については、学校が持つ人や情報のネットワークである「地域力」を最大限に活用し、事業を推進することが必要となっており、併せて、こどもセンターや児童館を使った事業実施の更なる拡充により、子どもの居場所の充実を図ることが求められています。

主な取組	取組内容(は、重点的に取り組む内容)
放課後子ども教室事業の実施	小学校内等での児童クラブとの一体的な運営の推進を図ります。 ・小学校の余裕教室等を活用した運営 ・小学校に隣接するこどもセンターを活用した運営 ・長期休業期間中の実施の検討
	こどもセンターや児童館での事業実施の拡充を図ります。 ・未実施のこどもセンターや児童館での実施
来館したくなる多様な遊びの充実	育ちを支える多様な遊びの充実に努めます。 ・国における遊びのプログラムの研究成果の活用 ・指導員等の「遊びと発達」に関する知識や指導技術の向上
子育て広場事業の充実	こどもセンターでの開催回数や内容の充実に努めます。 ・連携型()の地域子育て支援拠点事業への移行の推進 ・既に実施している施設での開催回数の充実 ・未だ実施していない施設での開催の検討 児童館での開催方法について検討します。 ・主に午前から昼間にかけての時間帯における提供方法の検討

運営方法の充実	利用しやすい開館時間・利用方法を検討します。 ・子育て世帯の要望を踏まえた昼食スペースの確保の検討 ・中高生の居場所づくり等のニーズに対応できる運営の在り方の検討
	事故や犯罪を未然に防ぐ施設運営に努めます。 ・ヒヤリハット事例の集積と共有 ・警察等との連携による防犯・安全研修や安全指導の実施
	子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組を実施する場所として、児童厚生施設の活用を検討します。
こどもセンター機能の充実	こどもセンターを地域における子育て支援施策の中心的な拠点と位置付け、機能の充実を図ります。 ・児童や保護者からの相談の受入れ及び情報提供体制の充実 ・中高生や学生ボランティアの参画促進による育ちあう機会の提供 ・福祉避難所としての受入体制の充実
来館者の利便性向上策の推進	こどもセンターの駐車場確保を進めます。 ・周辺用地の活用の検討
	事業の開催等に合わせたベビーカー置き場の確保に努めます。
情報提供の充実	施設の利用を促す情報提供の充実を図ります。 ・様々な情報提供方法の検討と実施

連携型：児童福祉施設等において、実施主体と施設の職員が連携して週3日、1日3時間以上実施

児童クラブの待機児童の解消と対象年齢の拡大

核家族化や女性の社会進出の進展に伴う保育所の整備等により、児童クラブの入会申請数は増加の傾向にあり、それに伴って待機児童が生じています。

そこで、学校施設や学校周辺の公共施設の活用を進めるとともに、民間活力の更なる活用により、ニーズの高い小学校3年生までの待機児童ゼロを目指します。

また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正による児童クラブの対象年齢の拡大についても実施可能な小学校区から順次取り組めるよう人材や場所の確保を進めるとともに、民間児童クラブとも連携を図ります。

主な取組	取組内容(は、重点的に取り組む内容)
待機児童解消に向けた取組の充実	ニーズの高い低学年児童の受入枠の拡大を優先的に進めるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、校内への整備を積極的に進めます。 ・市長事務局と教育委員会との連携強化 ・学校施設の有効活用に向けた共通の考え方に基づく取組の推進
	校内への整備が困難な場合は、学校周辺での整備を検討します。 ・学校周辺の公共施設等の活用
対象年齢の拡大	市立児童クラブの対象年齢の拡大を実施可能な地域・範囲において順次進めます。 ・受入可能な地域の検討 ・段階的な対象年齢の拡大の検討

民間児童クラブの育成・支援

市では、市内の全小学校区において市立児童クラブへの受入れを実施(一部タクシー移送対応)し、受入児童数を増やしながらか放課後の児童の健全育成に努めてい

ますが、更なる需要の増加が見込まれる中、民間児童クラブとの連携等が不可欠となっています。

こうしたことから、幼稚園や保育所等の社会資源を有効に活用できるよう、新規参入しやすい仕組みの検討を進めるとともに、保護者が安心して子どもを預けることができる運営事業者を育成・支援することが必要となっています。

主な取組	取組内容
多様な事業者の参入と安定的な運営の支援	民間児童クラブ運営費補助金等による支援を図ります。 ・子ども・子育て支援新制度の活用 ・参入意欲に対応できるインセンティブの検討と導入
民間児童クラブの質の確保・向上に向けた取組への支援	事業者の連携や情報交換を促し、児童クラブの質の確保・向上を図ります。 ・市内の全ての民間児童クラブが加盟する連絡会の育成・支援 ・全ての事業者が目指すべきサービス水準を示したガイドラインやチェックリストの作成を検討します。

市立児童クラブの運営と施設環境の充実

市では、平成27年4月に児童クラブの設備や運営に関する最低基準を定める相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第53号)を施行し、その質の確保を進めていますが、更なる質の向上を図るためには、国が示す放課後児童クラブ運営指針を参考にした運営の在り方を検討するとともに、保護者や学校、保育所、幼稚園等と連携し、情報交換、情報共有を図ることが求められています。

また、障害児を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、子どもに関する情報を保護者や専門機関と共有し、施設環境を整えることも必要となっています。

さらに、市立児童クラブの運営について、民間委託に向けた検討を進めることが求められています。

主な取組	取組内容(は、重点的に取り組む内容)
質の向上と適正な負担の検討	放課後児童クラブ運営指針等に基づき、サービスの質の確保・向上に努めます。 市立児童クラブの質の向上を図るための適正な育成料負担の在り方について検討します。
学校との連携の充実	子どもを継続的に見守ることができる環境を整えるため、学校と児童クラブの連携の充実を図ります。 ・市長事務部局と教育委員会との連携の強化 ・児童クラブと学校との情報交換や情報共有の機会の充実
保育所・幼稚園等との連携の充実	就学直後から児童クラブを円滑に利用できるようにするため、保育所や幼稚園等との連携の充実を図ります。 ・事業者団体等との連携強化 ・保育所、幼稚園等を通じた子育て支援サービスの情報提供
家庭との連携の充実	「連絡帳」等を活用した保護者とのコミュニケーションの機会と媒体の充実を図ります。 ・電子メールによるお知らせ機能の継続実施 ・連絡帳や児童クラブだより、ホームページ等の活用

障害児の受入れの推進	<p>障害の程度に応じた施設環境の整備や改修を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規整備や改修に際してのバリアフリー化 ・障害の程度に応じた備品等の設置の検討
	<p>障害の程度に応じた適切な支援の方法を施設の職員に助言できる体制とするため、陽光園の巡回指導に加え、関係機関との連携の充実に図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽光園や特別支援学校との連携 ・放課後等デイサービスを実施する事業者との連携の検討
児童の健全育成に必要な施設環境の充実	<p>児童のより良い育ちを支援するため、静養室や相談スペース等の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備する施設への静養室等の確保 ・既存施設における静養室の確保方策等の検討
市立児童クラブの民間委託の検討	<p>新たな担い手の確保を図るため、民間事業者への市立児童クラブの運営委託を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募による事業者選定方法の検討

指導員等の確保・育成及び勤務体制・条件等の見直し

子どもや家庭を取り巻く環境や子育て支援に対するニーズが多様化している中で、児童クラブをはじめとする施設の職員には、子どもの育ちの背景を理解し、成長や変化に対応しながら生活に寄り添うことが求められており、学校や地域、家庭と連携しながら子どもを継続的に見守ることができる職員を配置することが必要となっています。

一方で、児童クラブの入会児童数が増加し、さらに支援が必要な児童や複雑な家庭環境にある子どもたちへの対応の機会も増加していることから、職員体制や人材確保策、研修の充実が求められています。

また、複数の児童クラブを統括する管理者の設置などにより、児童クラブのサービスの質の向上と、その均一化を図る必要があります。

主な取組	取組内容（は、重点的に取り組む内容）
人材確保策の充実	<p>職員を安定的・継続的に確保するため、多様な媒体や機会を活用した人材確保を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報やホームページの活用 ・自治会等との連携による地域情報紙、掲示板等の活用 ・退職教員等の活用
	<p>職員を安定的・継続的に確保するため、民間事業者を活用した人材確保を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材派遣による職員の確保 ・効果的な求人方法の検討
	<p>働き甲斐の増進と新たな担い手の確保のため、職の魅力向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った賃金の検討 ・働きやすい勤務シフトの検討
指導員等の研修の充実	<p>専門的な知識や指導技術を習得するための職場外研修の充実に図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識や経験に応じて必要となる指導技術等の習得ができる研修計画の策定とそれに基づく研修の実施

	<p>指導員等が日常的に知識や指導技術を向上させるための職場内研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ教材等の資機材の活用の検討 ・職場内での知識や技術、事例等の共有化
	<p>施設間の相互交流研修を実施し、資質向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設間での知識や技術、事例等の共有化
	<p>専門知識を有する指導員等の充実・確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員研修の活用 ・専門研修の充実
職員体制の充実	<p>児童の個性等に応じた職員体制の充実と質の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童の障害の程度に応じた職員加配の検討 <p>子どもの育ちの背景を理解し、成長や変化に対応しながら生活に寄り添うことができるように、同一の職員が学校や地域、家庭と連携しながら子どもを継続的に見守ることができる体制づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件や職務内容の検討 ・放課後子ども教室と児童クラブを一体的に運営する施設への優先的な職員配置 <p>サービスの質の向上と、その均一化を図るため、複数の児童クラブを統括する管理者の配置を進めます。</p>
人事異動の推進	施設運営を活性化するため、定期的な人事異動を進めます。
勤務評価の実施	<p>目標設定と勤務評価による指導員等の技術の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理シート」を活用した目標管理と勤務評価の実施

児童遊園の効果的な施設管理の推進

児童遊園は、地域の遊び場として市が設置し、地元自治会等へ街美化アダプト制度を活用した管理委託を行っています。

公園、子どもの広場、ふれあい広場、児童遊園等、様々な子どもの遊び場が混在し、施設の管理者が分かりにくいという状況があることから、効果的な施設の管理方法について、整理する必要があります。

主な取組	取組内容
児童遊園の移管など効果的な管理の推進	児童遊園の都市公園等への移管など効果的な管理を進めます。

取組の方針 2 『既存施設を活用した子どもの居場所づくり』

市では、これまで子どもたちの安全な活動場所や子育て家庭への支援の充実を図るため、児童厚生施設の整備に努めてきましたが、児童館の多くが老朽化し、また、建設時から年数の経過したこどもセンターの修繕が増加していることから、計画的な改修が必要となっています。

また、児童館の建替えや大規模改修等に当たっては、小学校区内で同じ機能や目的の児童厚生施設が重複しないよう、配置バランスに配慮する必要があります。

こうしたことを踏まえ、既存施設の活用については、以下の2点に取り組みます。

- 1 子どもの居場所づくりに当たっては、公共施設の保全・利活用基本指針における基本原則を踏まえ、放課後等、施設の時間帯利用も含めた既存施設の有効活用に努めます。
- 2 児童館の建替えや大規模改修等を行う場合には、地域での活用状況や、公共施設の保全・利活用基本指針を踏まえ、複合化や集約化などの検討を行います。

取組の方向

こどもセンターの大規模改修の検討

こどもセンターは、平成5年度以降、順次整備を行い、平成21年4月の陽光台こどもセンターの開館により、公民館区に1館を整備する計画が完了しました。

しかし、初期に整備したこどもセンターについては、開館から既に20年以上が経過し、冷暖房機器や外壁等の定期的な改修が必要となっています。

こうしたことから、施設を長期にわたり安全で快適な状態に維持するため、公共施設の保全・利活用基本指針を踏まえた上で、施設の維持管理や大規模改修を含めた計画的な改修を進め、適切な保全に努めます。

主な取組	取組内容
こどもセンターの計画的な改修	設備の更新年次や外壁、内装、遊具等の改修箇所の把握による計画的な改修を進めます。 ・法定点検等の結果に基づく改修計画の検討 ・大規模改修等の実施

今後の児童館の在り方の検討

児童館については、開館から40年以上経過して老朽化が進んでいる施設もあり、整備時の経緯が地域ごとに異なる等、建替えや改修等を検討する上で多くの課題があります。

今後、改修等を行う場合には、地域での活用状況に加え、配置バランスを踏まえ、周辺の公共施設との複合化や集約化なども視野に入れながら、検討する必要があります。

主な取組	取組内容
児童館の建替え、改修等の検討	地域での活用状況などを踏まえ、老朽化への対応方法等を検討します。

児童館の配置バランスの検討	同一小学校区内に複数設置されている児童館について、機能や目的を同じくする施設が重複しないよう、地元の意向を把握しながら配置バランスを検討します。 ・改修や建替え等にあわせた適正な配置バランスの検討
児童館の施設環境の改善	良好な施設環境とするために、適宜改修等を進めます。 ・法定点検等の結果に基づく改修計画の検討 ・必要な改修等の実施

公共施設の活用の推進

これまで実施してきた学校施設の放課後利用に加え、今後は既存の公共施設を活用した子どもの居場所づくりを進めていきます。

主な取組	取組内容
学校施設の有効活用	校内の放課後利用可能な教室等の活用を図ります。 ・市長事務局と教育委員会との連携強化 ・学校施設の有効活用に向けた共通の考え方に基づく取組の推進
既存の公共施設を活用した施設整備	市有地や既存の公共施設を活用した施設整備について検討します。 ・活用可能な施設等の把握 ・津久井中央児童室事業のモデル実施と効果検証 ・既存施設を活用した事業実施方法の拡大の検討

子どもの広場の充実

現在、子どもの広場の多くは、地元自治会等が土地所有者と使用貸借契約により土地を確保し、管理運営を行っていますが、土地の売却等により使用貸借契約が解除され、子どもの広場としての使用ができなくなることがあります。

このため、制度の趣旨について積極的に土地所有者等への周知に努める必要があります。

主な取組	取組内容
安定した管理運営のための支援の充実	自治会と連携し、整備に係る補助制度の周知等に努めます。 ・補助制度の周知方法の充実 ・施設整備や維持管理への支援

取組の方針 3 『児童厚生施設の整備』

児童厚生施設の整備に当たっては、公共施設の保全・利活用基本指針において、「施設の機能面を重視した多機能化・複合化を進めることにより、サービス水準を維持しながら、施設総量の削減を図る」とされていることから、本指針を踏まえた整備を行う必要があります。

また、学校や地域と連携した「放課後子ども教室」事業を進めるとともに、こどもセンターや児童館を使った連携型の事業実施についても拡充し、子どもの居場所の充実を図ります。

こうしたことを踏まえ、施設整備に当たっては、以下の2点に取り組みます。

- 1 こどもセンターや児童館のない小学校区において、地域の実情や地理的状況等を踏まえ、学校周辺の公共施設等を活用した児童館機能のある施設の整備を進めます。(平成28年10月1日現在：42か所)
- 2 こどもセンターや児童館を使った連携型の「放課後子ども教室」事業の充実に加え、学校施設を活用した事業についても拡充を図ります。(平成28年10月1日現在：36施設)

取組の方向

新たな児童厚生施設の整備

公共施設の保全・利活用基本指針に基づき、児童館機能のある施設の整備に当たっては既存施設の活用を優先し、整備内容等は、原則として下記のとおりとします。

	既存施設を活用して整備する場合	児童館を更新する場合
設置場所	可能な限り、日常生活の中で慣れ親しんでいる学校周辺とする。	
敷地面積	-	400㎡程度
構造	-	軽量鉄骨造平屋
延床面積	津久井中央児童室事業のモデル実施結果を踏まえた中で、可能な限り、児童館と同等の機能の確保に努める。	200㎡程度
諸室		集会室(可動式間仕切りあり)、遊戯室、図書室等

成果指標

「屋内の児童厚生施設が整備されている小学校区の数」

指標	基準値 【平成23年度】	目標値 【平成31年度】	最終 目標値
屋内の児童厚生施設が整備されている小学校区の数(全72か所)	40か所	44か所	72か所

放課後子ども教室の実施

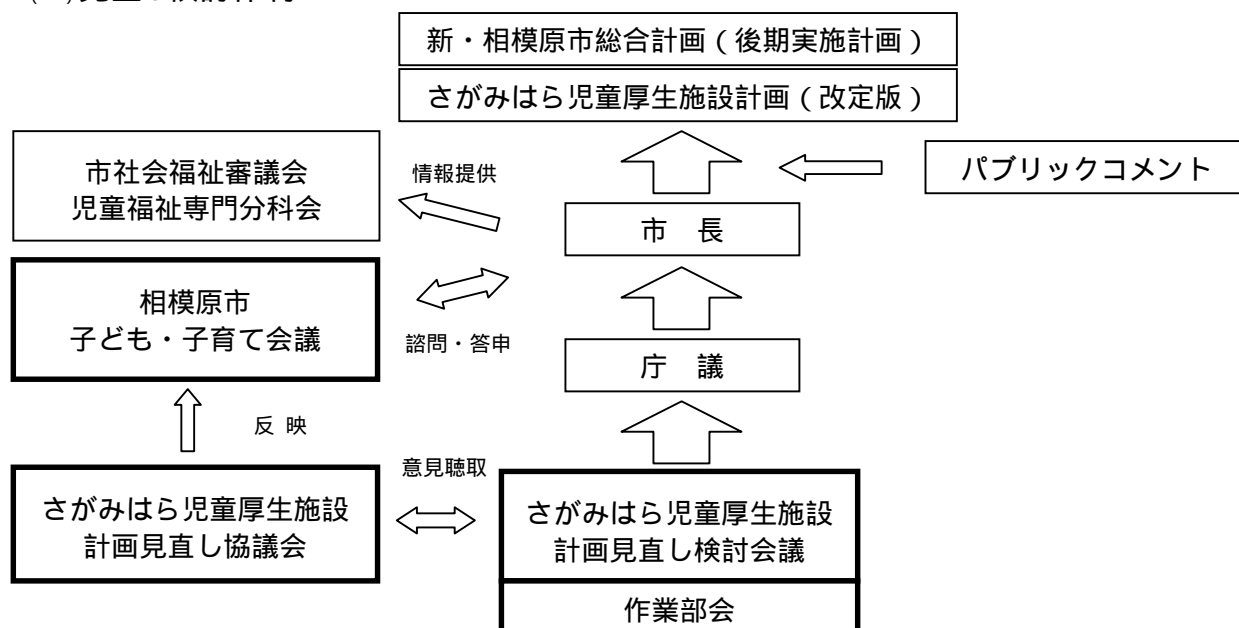
放課後子ども総合プランに基づき、小学校内等での児童クラブとの一体型の運営による「放課後子ども教室」事業の実施を推進するとともに、こどもセンターや児童館を使った連携型についても更なる拡充を図り、子どもの居場所の確保を図ります。

成果指標 「放課後子ども教室を実施するこどもセンター、児童館等の数」

指 標	基準値 【平成23年度】	目標値 【平成31年度】	最終 目標値
放課後子ども教室事業のこどもセンター、児童館等での実施	0施設	51施設	72施設

4 資料

(1) 見直し検討体制



(2) さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会 会議経過

開催日	会議	主な内容
平成27年 6月 9日	第1回協議会	・計画の概要について ・現状と課題について
平成27年 7月28日	第2回協議会	・施設の概要について ・児童クラブを取り巻く状況について
平成27年10月19日	第3回協議会	・あるべき姿について(児童クラブ)
平成27年12月14日	第4回協議会	・あるべき姿について(児童館機能、放課後子ども教室等)
平成28年 2月12日	第5回協議会	・これまでの意見のまとめについて
平成28年 4月20日	第6回協議会	・取組内容について
平成28年 5月23日	第7回協議会	・取組内容について ・意見の反映について
平成28年 6月20日	第8回協議会	・見直しの概要について ・意見のまとめについて

(3)さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会 委員名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
大妻女子大学家政学部児童学科 教授	岡 健
相武台第3児童館 館長	金 子 和 蔵
ペパーソンインターナショナル株式会社 代表取締役	神 谷 哲 郎
公募市民	郡 秀 一
相模原市立小学校長会 委員	高 野 朝 枝
根小屋小学校放課後子どもプラン 主任児童育成指導員	羽 賀 厚 仁
二本松こどもセンター 館長	平 正 充
相模原市学童保育連絡協議会 会員	堀 田 剛
相模原市立小中学校PTA連絡協議会 副会長	若 林 由 美

(改定時:五十音順)

(4)相模原市子ども・子育て会議 会議経過

開催日	会 議	主な内容
平成28年 7月25日	第1回子ども・子育て会議	・諮問
平成28年 8月25日	第2回子ども・子育て会議	・意見集約
平成28年10月 3日	第3回子ども・子育て会議	・答申

(5) 諮問書

F N o . 0 ・ 4 ・ 8
平成28年7月25日

相模原市子ども・子育て会議
会 長 岡 健 様

相模原市長 加 山 俊 夫

さがみはら児童厚生施設計画について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問いたします。

記

- 1 諮問事項
さがみはら児童厚生施設計画の見直しについて
- 2 答申希望時期
平成28年10月上旬

以 上

(6) 答申書

平成28年10月3日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市子ども・子育て会議
会 長 岡 健

さがみはら児童厚生施設計画について（答申）

平成28年7月25日付けFNo. 0・4・8をもって諮問のありましたさがみはら児童厚生施設計画の見直しについて、下記の意見を付して、別紙のとおり答申いたします。

意 見

- 1 適正な育成料負担のあり方検討に際しては、あわせて民間児童クラブ利用に対する低所得者対策を検討すること。

以 上

(7)相模原市子ども・子育て会議 委員名簿

氏 名	推 薦 団 体 等
朝比奈 太 郎	相模原市私立保育園園長会
漆 間 一 英	相模原保育室連絡協議会
岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科教授
小 川 正 子	公募市民
片 山 知 子	和泉短期大学児童福祉学科教授
幸 山 隆	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 相模原地域連合
駒 形 典 彦	相模原市立小中学校長会
高 橋 温 朗	公募市民
田 中 りつ子	一般社団法人 相模原市母子寡婦福祉協議会
西 谷 八千代	みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
藤 井 春 美	相模原市学童保育連絡協議会
松 原 充 子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
八 木 肇	一般社団法人 相模原市幼稚園協会
山 崎 和 正	相模原商工会議所
山 田 京 子	相模原市民生委員児童委員協議会

(改定時:五十音順)

さがみはら児童厚生施設計画【改定版】

発行 平成29年3月

編集 相模原市 健康福祉局

こども育成部 こども施設課

相模原市 こども・若者未来局 こども・若者支援課
〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15

TEL : 042-754-1111 (代表)

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

連絡先は、平成29年4月以降のものです。